

# レボリューション党則

## 目 次

|     |             |
|-----|-------------|
| 第1章 | 名称・組織       |
| 第2章 | 目的・事業       |
| 第3章 | 党役員及び執行機関   |
| 第1節 | 党役員         |
| 第2節 | 役員会         |
| 第3節 | 党費管理局・会計監査局 |
| 第4章 | 党员大会・臨時会    |
| 第5章 | 党 員         |
| 第6章 | 経 理         |
| 第7章 | 慶弔金に関する事項   |
| 第8章 | 付 則         |

## 第1章 名称・組織

- 第1条 本党は、レボリューションと称し、本部を革命特別市に置く。  
第2条 本党は、入党及びオブザーバー参加を認められた者によって構成する。

## 第2章 目的・事業

- 第3条 本党は、党員個人の生活及び人格の堅実な発展を期することを基盤とし、党員相互の永久的な友愛的親睦と物心両面からの党員互助の実を挙げ、レボリューション共和国の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 前条の目的を達成するために、次の事項を行う。
1. 暑気払い（ラスト・サマー・レボリューション）、忘年会（食バカフェスタ）
  2. 懇親旅行及び懇親行事（グルマンライフ）
  3. 各晚餐会
  4. 党員及び家族の慶弔・災害・傷病等に対する扶助見舞
  5. 本党で必要と認めた事業
- 第5条 前条の事項は、本党の予算範囲において企画・立案し、その詳細は党員大会及び臨時会で決定する。

## 第3章 党役員及び執行機関

### 第1節 党役員

- 第6条 本党に役員として総裁1名、副総裁1名、幹事長1名を置き、任期は設けない。
- 第7条 総裁は、小関明仁が就く。総裁は、レボリューションを代表して党務を統括し、最高かつ最終の決定権・執行権を有するとともに、党務の正常な機能を指導・仲裁・調整する権限を有する。
- 第8条 副総裁は、袴塚勤也が就く。副総裁は、総裁を補佐して党務を執行し、経理の監査を行う。総裁に事故あるときにはその職務を代行する。
- 第9条 幹事長は、横山康次郎が就く。幹事長は、党費管理局・会計監査局の局長を代表し、総裁及び副総裁を補佐して担当局務に専任する。総裁及び副総裁がともに事故あるときには、幹事長がその職務を代行する。

### 第2節 役員会

- 第10条 ①本党に各局の調整及び方針の決定を行い、並びに党務の執行に関する重要事項を決定するため役員会を置く。
- ②役員会は、必要に応じて開催することができる。
- ③総裁は、役員会を召集し、議長としてその運営に当たる。副総裁は総裁の委任を受けその職務を代行することができる。総裁は、役員会での議決を承認して、党員に対して公告を行う。

### 第3節 党費管理局・会計監査局

- 第11条 本党の管掌のもとに、次の各局を置く。
1. 党費管理局
  2. 会計監査局
- 第12条 党費管理局は、レボリューション銀行と連携して次の業務を行う。
1. レボリューション共和国国家財産（レボリューション党費）全般の管理
  2. レボリューション共和国決算報告・予算報告書（貸借対照表）の作成
  3. 懇親旅行及び懇親行事（グルマンライフ）の業務全般、懇親会（党費支出時）の会計全般
- 第13条 党費管理局長は、横山康次郎が就く。
- 第14条 会計監査局は、次の職務を行う。
1. レボリューションの作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レボリューションの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査証拠に基づいて判断した結果を貸借対照表に表明すること。
  2. レボリューションの事象・対象が、レボリューション共和国憲法及びレボリューション党則に則っているかの検証。
  3. レボリューション共和国革命議会通常会・臨時会・党員大会における議事録の作成。
- 第15条 会計監査局長は、小関静香が就き、副総裁を補佐して職務を執行する。

### 第4章 党員大会・臨時会

- 第16条 党員大会は、レボリューション共和国の革命議会議事堂において毎年3月のレボリューション共和国革命議会通常会と同時に開催される。但し、必要に応じて臨時会を召集することができる。
- また、役員会をもって臨時会に代えることができる。
- 党員大会及び臨時会の議長は副総裁が務める。
- 党員大会は、事業及び決算・監査報告及び予算立案・年間行事日程の確認、懇親旅行及び懇親行事（グルマンライフ）の企画立案及び検討を行う。
- 党員大会及び臨時会の議決は、出席党員の過半数以上の賛成を必要とする。可否同数の場合は、総裁の判断に委ねることとする。

### 第5章 党員

- 第17条 党員は、レボリューション共和国及び本党の方針及び本党役員の手配に従わなければならない。
- 第18条 党員は、次の各号に掲げる権利と義務を有する。
1. 党員大会に出席すること
  2. レボリューショングループLINEに記事及びコメントを投稿すること
  3. 党の政策に関して提案すること
- 第19条 党員に不測の事態が生じた場合、その党員に対し休職扱いとすることができる。その場合、基本的に党費の徴収は行わないものとし、役員会の決定を経て、副総裁がその党員に対して通達する。
- 第20条 党員間の金銭の貸借は、基本的にこれを認めないものとする。

- 第21条 党員が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、役員会の協議の上、除名・謹慎・戒告・党序列降格のいずれかの処分を受けるものとし、役員会の決定を経て、副総裁が該当者に通達する。
- ①本党の規律を乱す行為
  - ②本党員たる品位をけがす行為
  - ③本党則にそむく行為
  - ④本党で決定した事項を遵守しないと認められる行為
  - ⑤党員間の友好関係を乱すと判断される言動及び行為
  - ⑥本党の目的達成意欲が著しく欠けると判断される行為
- 第22条 ①本党に入党しようとする者は、党員1名以上の推薦を必要とし、在籍党員の過半数の賛成と役員会の承認を得なければならない。
- ②入党を認められた者はオブザーバーとして諸行事に参加した後、正式党員として登録される。
- 第23条 本党を離党する者は、正当な理由を党に届け出なければならず、その離党理由が役員会で承認されない限り離党することはできない。また離党が認められた場合、既に納付済みの党費については、役員会で議決された場合を除いて返納しないものとする。未納月分の党費がある場合は、全てこれを納入しなければならない。
- 第24条 本党序列の変更は、総裁、副総裁、幹事長の発議により役員会で協議される。
- 第25条 年間行事当日、風邪等により急遽不参加となる場合は、該当党員は速やかにレボリューショングループLINEで連絡するものとする。レボリューショングループLINEで確認後、総裁は直ちにレボリューショングループLINEにて指示を行う。
- 第26条 年間行事不参加によるキャンセル料が発生した場合は、不参加者は納入しなければならない。
- 第27条 党員は年間行事終了後、事故防止の観点から速やかに帰宅しなければならない。帰宅せずに事故等が発生した場合、レボリューションは一切の保障や責任を負わず、事故等の事情においても一切関与しないこととする。

## 第6章 経理

- 第28条 本党の経費は、党員からの党費をもって充てる。
- 第29条 既納の党費は、基本的に返戻せず、翌年度に繰越するものとする。
- 第30条 党員からの党費の金額変更は、在籍党員の過半数以上の賛成を必要とする。可否同数の場合は本党則第16条の規定を準用する。
- 第31条 本党の経理は、党費管理局がこれを行い、党員は実務に関して積極的な補佐を行う。

## 第7章 慶弔金に関する事項

- 第32条 党員の慶事、弔事、傷病および災害に対し、下記基準によりそれぞれ祝金、弔慰金、見舞金を党費から支出して贈るものとし、死亡の場合はその遺族に送るものとする。

- |     |      |  |         |
|-----|------|--|---------|
| (1) | 結婚祝金 | 党員本人<br>(夫妻とも党員の場合は、各自に対して)                | ¥20,000 |
| (2) | 出産祝金 | 党員本人または党員配偶者が出産した場合<br>(夫妻とも党員の場合は、各自に対して) | ¥10,000 |
| (3) | 新築祝金 | 党員本人<br>(夫妻とも党員の場合は、各自に対して)                | ¥5,000  |

